

# お知らせ

#### 上級救命講習会(受講料無料)

日時 9月13日(土) 9時~17時

場所 市民ふれあいプラザ

対象 中学生以上

内容 心肺蘇生法·AED活用法·異物 除去要領·止血法·外傷手当法等

持ち物 筆記用具・昼食・三角きん 事前配布テキスト 動きやすい服装

#### 申込方法

- ▶市消防本部または各分署で申し込み
- ▶電話·FAXによる申し込み
- 申込締切 9月9日(火)(定員30人)
- ※講習を修了し、一定の技術を習得さ れた方には「上級救命講習会修了書」 が交付されます。

間車 北秋田市消防署 救急係 **☎**62-1119 **ॎ** 63-1119

### 赤十字救急法講習会

#### ▶基礎講習

日時 9月20日(土) 13時~17時 場所 市民ふれあいプラザ 多目的ホール

#### ▶救急員養成講習

日時 9月27日(土)~28日(日) 9時~17時

場所 市民ふれあいプラザ 2階大研修室 受講資格

- ▶原則として全日程参加できる方
- ▶受講初日に満15歳以上の方
- ※基礎講習修了者(講習最終日まで資 格の有効期限内である方)は、基礎講 習を免除することができます。

内容 手当の基本・心肺蘇生・AEDの 使用方法:気道異物除去等

持ち物 筆記用具・動きやすい服装 受講費 3.600円

※基礎講習のみの場合1,500円、救急 員養成講習のみの場合2,100円。

定員 20人 ※定員に達し次第締切。 証の交付

- ▶全日程を修了した方には受講証を交付
- ▶基礎講習検定合格者には基礎講習修 了者の資格を交付
- ▶救急員養成講習検定合格者には救急 法救急員認定証を交付

申込締切 9月12日(金)

【申込フォーム】







▲救急員養成講習

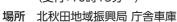
9月27日~28日

間目 日本赤十字社秋田県支部 **2**018-864-2731

#### 犬のしつけ方教室(参加無料)

日時 9月27日(土)

10時30分~12時 (受付:10時15分~)



対象 犬を飼っている方やこれから飼い たい方(飼い犬の同伴・見学のみ可)

内容 ▶飼い犬のしつけ方法

(基本的服従訓練) ▶犬の飼い方に関する相談等

申込方法 下記へ電話申込

申込締切 9月24日(水)

間申 秋田県動物愛護センター県北支所 ☎0186-52-3953(平日9時~17時)

### 北秋田市無料法律相談会 (法テラス)

日時 9月16日(火)13時~16時

場所 市民ふれあいプラザ

定員 先着5人(1人につき30分)

※民事法律扶助の援助要件を満たす方。

受付締切 9月10日

予約受付時間 9時~17時

間申 法テラス秋田

**2**050-3383-5551

### 北秋田くらし相談センター 「ふくし」出張相談会(相談無料)

日時 9月25日(木) 13時~16時

場所 合川公民館

対象 北秋田市民

相談料 無料

※相談は予約制です。

申込締切 9月22日(月)

間申 北秋田市社会福祉協議会

**262-6868** 

### 県民治療奉仕のご案内(診療無料)











針・灸治療で、膝や肩、腰の痛みを解 消しませんか。ご相談も可能です。

皆さまのご来場お待ちしております。

日時 9月28日(日)

10時~15時(時間厳守)

場所 市民ふれあいプラザ

1階 チャレンジブース1

**間** 一般社団法人秋田県鍼灸師会

**☎**62-3141

【公募期限】

募集内容や手続 の詳細はこちら CHECK



下記の観光施設について、管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方 自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者を募集します。

#### 【指定管理者募集施設および指定管理期間】

①森吉山阿仁スキー場

②クウィンス森吉

令和8年4月1日~令和13年3月31日(5年間) 令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年間)

③コンベンションホール四季美館 令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年間)

#### 【申請資格】

主たる事務所を秋田県内に有し、指定管理開始時点で関連する許認可の取得ができる 法人またはその他の団体

【問い合わせ先】観光課森吉山推進室 ☎84-8105

9月30日(火)



# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金 に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年 金事務所)が実施します。

対象外または既に受給中の方は手続き不要です。

## 対 象 者

#### ①老齢基礎年金を受給している方

※以下の要件をすべて満たしていること。

- ▶65歳以上であること
- ▶世帯員全員の市町村民税が非課税であること
- ▶年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下 であること

### ②障害基礎年金または遺族基礎年金を 受給している方

- ※以下の要件を満たしていること。
- ▶前年の所得額が約479万円以下である

## 請求手続き

#### ①新たに年金生活者支援給付金を受給する方

受給対象者には、日本年金機構から9月初旬頃か ら、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記 入し提出してください。令和8年1月5日までに請 求手続きが完了すると、令和7年10月分からさかの ぼって受け取ることができます。

#### ②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市 役所で請求手続きをしてください。

### 〇目本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内尼ご注意くだざい

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭 を求めることはありません。

間 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)/市民課国保年金係 ☎62-1118

# 国民健康保険に加入している皆さまへ

現在お持ちの保険証・資格確認書は9月30日に有効期限を迎えます

#### ●マイナ保険証登録済の方

マイナ保険証は自動更新となります。10月以降に医療機関を受診される際は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。

#### ●「資格情報のお知らせ」について

すでに交付されている「資格情報のお知らせ」は10月以降も 継続して使用できます。マイナ保険証登録済の方で資格情報の お知らせをお持ちでない方には、9月下旬頃に送付します。

医療機関受診時にはマイナ保険証を使用していただくほか、 受け付け時に求められた場合には、資格情報のお知らせを提示 する必要があります。お知らせの右下部を切り取ってご提示く ださい。

#### ●マイナ保険証登録が完了していない方

新しい「資格確認書(白色)」を9月下旬頃に送付します。 10月以降に医療機関を受診される際は、新しい資格確認

#### 【お問い合わせ】

書をお使いください。

▷市民課国保年金係 **☎**62-1118

▷合川総合窓□センター ☎78-2112

▶森吉総合窓□センター ☎72-3115 ▷阿仁総合窓□センター ☎82-2112



# **マイナ保険証を包利用ぐださい**

マイナンバーカードを保険証として利用す るためには、マイナポータルから事前に「保険 証利用登録 | を行ってください。

市民課国保年金係および各窓口センターで も手続きの支援を行っています。

## ※詳細は二次元バーコード よりご確認ください。



#### 【お問い合わせ】

▷マイナンバーカードをお持ちでない方

CHECK

市民課市民係 **☎**62-1114

▷健康保険証の利用登録(紐づけ)がまだの方

市民課国保年金係 ☎62-1118